

事務分掌

消 防 本 部

総務課	総務・管理グループ	(1) 消防職員の任免その他人事に関する事。 (2) 基本的施策の企画調整に関する事。 (3) 公印の管守に関する事。 (4) 消防職員の教養及び研修計画に関する事。 (5) 消防のほう賞及び表彰に関する事。 (6) 消防職員委員会に関する事。 (7) 消防団に関する事。 (8) 水防団に関する事。 (9) 消防統計全般に関する事。 (10) 消防相互応援協定に関する事。 (11) 各課及び各執行機関との調整に関する事。 (12) 文書物件の収受、保存、配布及び発送に関する事。 (13) 消防予算に関する事。 (14) 財産の取得及び処分に関する事。 (15) 消防機械器具の保全及び点検に関する事。 (16) 消防施設の保全及び管理に関する事。 (17) 公用車の管理に関する事。 (18) 物品の出納保管に関する事。 (19) その他他課の所管に属さない事。
予防課	予防・危険物グループ	(1) 火災予防の啓発及び広報に関する事。 (2) 防火対象物の立入検査に関する事。 (3) 消防用設備等の設置指導及び検査に関する事。 (4) 火災の原因調査及び損害調査に関する事。 (5) 火災の統計及び記録に関する事。 (6) 防火管理者の育成指導に関する事。 (7) 建築確認の同意に関する事。 (8) り災証明に関する事。 (9) 火災警報に関する事。 (10) 危険物の規制に関する事。 (11) 危険物製造所等の許認可及び検査に関する事。 (12) 危険物災害の調査及び研究に関する事。 (13) 液化石油ガス等の保安に関する事。 (14) 防火危険物安全協会に関する事。 (15) 煙火の消費許可等に関する事。 (16) 消防水利の整備、維持管理及び調査に関する事。 (17) その他火災予防及び危険物に関する事。

消 防 署

消 防 課	消 防 グ ル ー プ	(1) 消防署の経理に関すること。 (2) 医療機関その他救急関係機関との連絡及び調整に関すること。 (3) 公印の管守に関すること。 (4) 警防資機材の整備及び維持管理に関すること。 (5) 消防本部並びに各分署との連絡及び調整に関すること。 (6) 文書の收受及び発送に関すること。 (7) 警防活動及び災害の応援出動に関すること。 (8) 救急活動及び救急支援に関すること。 (9) 救急医療情報に関すること。 (10) 気象情報に関すること。 (11) 消防通信及び受付に関すること。 (12) その他警防業務、救急業務等に関すること。
警 防 第 1 課 ・ 第 2 課	指 揮 ・ 警 防 ・ 救 急 グ ル ー プ	(1) 医療機関その他救急関係機関との連絡及び調整に関すること。 (2) 警防資機材の整備及び維持管理に関すること。 (3) 消防本部並びに各分署との連絡及び調整に関すること。 (4) 文書の收受及び発送に関すること。 (5) 警防活動及び災害の応援出動に関すること。 (6) 警防活動の指揮に関すること。 (7) 救急活動及び救急支援に関すること。 (8) 警防計画及び訓練計画に関すること。 (9) 消防水利の調査及び維持管理に関すること。 (10) 火災の原因調査及び損害調査に関すること。 (11) 消防団の訓練及び指導に関すること。 (12) 防火対象物の立入検査に関すること。 (13) 住宅防火査察に関すること。 (14) 応急手当の普及啓発に関すること。 (15) 救急医療情報に関すること。 (16) 気象情報に関すること。 (17) 消防通信及び受付に関すること。 (18) その他警防業務、救急業務等に関すること。
情 報 指 令 課	指 令 グ ル ー プ	(1) 火災、救急及び救助その他災害情報の受信及び出動の指令管制に関すること。 (2) 災害支援情報の運営管理に関すること。 (3) 消防通信施設等の維持管理に関すること。 (4) 救急医療情報に関すること。 (5) 気象情報に関すること。 (6) その他通信業務運用に関すること。

分 署

分署	消防・救急グループ	(1) 警防活動に関すること。 (2) 救急活動及び救急支援に関すること。 (3) 消防水利の調査及び維持管理に関すること。 (4) 警防資機材の維持管理に関すること。 (5) 火災の原因調査及び損害調査に関すること。 (6) 消防団の訓練及び指導に関すること。 (7) 防火対象物の立入検査に関すること。 (8) 住宅防火査察に関すること。 (9) その他警防業務、救急業務等に関すること。
----	-----------	--